

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

管理 No.	K112
--------	------

所管部署：都市整備部 開発指導課
(審査係 / 内線：3392)

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	工事完了公告前の建築承認	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	根拠規定条項	第37条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	基準規定条項	第37条
	審査基準	<p>(建築制限等)</p> <p>第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>二 第33条(開発許可の基準)第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約15日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成19年11月30日改正 (法律第46号)	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	